

ケアハウス 重要事項説明書

ケアハウスにおけるサービス提供に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

ご入所は、原則として60歳以上の方が対象となります。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人 愛信会（以下「事業者」という。）が開設するケアハウス ポプラ館（以下「施設」という。）は、老人福祉法の目的及び基本的理念に基づき、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安が認められる者（以下「入居者」という。）を入所させ、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与など、日常生活上必要なサービスを提供することにより、入居者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目的とします。

2 事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人 愛信会
所在地	〒300-0064 茨城県土浦市東若松町3379
代表者	理事長 松本 好正
設立年月日	昭和55年11月29日
電話番号	029-826-8888
ホームページ	https://www.aishinkai.or.jp

3 施設の概要

（1）施設の概要

施設名	軽費老人ホーム ケアハウスポプラ館
所在地	〒300-0064 茨城県土浦市東若松町3379
施設長	木村 勝義
開設年月日	平成8年4月15日
電話番号	029-826-8888
FAX番号	029-826-8899

（2）設備の概要

居室	46室 1名用居室 46室：46名 (25.37m ²) 2名用居室 2室：4名 (Aタイプ：36.08m ² /Bタイプ：36.66m ²)
談話室 多目的ホール	レクリエーションや日常の歓談に使用いただけます。

食堂	入居者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂等を設け、入居者が使用しやすい適切な備品類を備えます。 (1階：多目的ホール／2階：食堂)
共同浴室	男性：5階 女性：6階
便所	各居室とは別に1階・2階・5階・6階に設けます。
健康相談室	健康上の相談を行えます。(外部等の医療職による)
ランドリールーム	2階から6階に各1台。コイン式洗濯機を設けます。
理・美容室	理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。
その他	以下の設備を設けています。 ・調理室 ・相談室 ・宿直室 ・事務室 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・施設内に一斉に放送できる設備 ・エレベーター ・ストックルーム ・体験入居室 ・ゲストルーム

(3) 施設の従業者体制

	職務の内容	人数
施設長	業務の一元的な管理	1名(兼務)
生活相談員	入居者の生活相談、助言、支援等	1名以上
介護職員	入居者の日常生活の援助	2名以上
栄養士	栄養指導、献立作成等	1名以上
調理員	調理師	1名以上
宿直員	宿直業務	1名以上
その他の従業者		1名以上

(4) 定員

定員	50名
----	-----

4 施設サービスの概要

(1) 基本サービス

種類	内容
入浴	共同入浴場において入浴の機会を提供し、入居者の清潔の保持に努めます（隔日）。夏希は入浴日以外でもシャワーをご利用になれます。
食事	栄養士の献立により入居者に適した食事を適切な時間に提供します。 【食事時間】 朝食 7時30分～ 昼食 12時00分～ 夕食 17時30分～ 一時的な疾病等により、食堂において食事をすることが困難な場合は、居室において食事を提供するなど、必要な配慮を行います。
相談及び援助	入居者の各種相談に応じ、適切な助言等を行うと共に、各種サービスの紹介、手続き等の援助を行います。
社会生活上の便宜	要介護認定の申請等入居者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行います。常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流の機会を確保するように努めます。 入居者の外出の機会を確保するように努めます。
緊急時の体制	隣接の特別養護老人ホーム静霞園職員との協力体制の整備により、入居者の緊急時に24時間対応いたします。また、関係機関との連携に努めると共に、非常通報装置や全館一斉放送設備の活用により、迅速に対応いたします。
居宅サービス等の利用	入居者が要介護又は要支援状態となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等が受けられるよう必要な援助を行います。
保健衛生	定期健康診断を受ける機会を提供し、健康相談に応じます。また、各種サービスの利用に関する情報の提供をいたします。
生きがい活動	各種行事開催などへの助言や、地域活動などの情報の掲示を行い、入居者が自主的に活動できるように支援いたします。

5 入居の手続

- ・ 申込みは施設に直接していただきます。
- ・ 入居申込みは、「入居申込書」に必要事項を記入し、その他、施設が指定する書類を添えて申し込んでいただきます。
- ・ 申込み後、ご本人及び代理人との面談、施設内で検討の上、ご入居の可否を決定いたします。なお、申込み時に空き室がない場合は、待機していただくものとし、空き室ができしだい面接を行うものといたします。

6 利用料等

(1) 基本利用料（月額）

①事務費 別紙のとおり

※人件費・施設維持管理費等国の基準で定められた料金です。別表のように、入居者の前年対象収入によって異なります。

②生活費（食費を含む） 別紙のとおり

③管理費 別紙のとおり

④共用部分冷暖房費 別紙のとおり

(2) その他の利用料（月額）

①水道料 2,946円（一律、下水道料金含む）

②電気基本料 2,000円（一律）

③電気使用料 個別のメーター検針により算出

④電話基本料 1,100円（一律）

⑤電話使用料 通話管理装置により個別に算出

(3) その他の費用

保証金：30万円（1人用居室）

保証金：50万円（2人用居室）

※以下に該当する場合に、この保証金を充当します。

ア 月々の利用料が支払えなくなった場合

イ 退去時における居室の原状回復に要する費用が発生した場合

(4) 特定サービス（有料）

施設で提供する基本サービス以外に、個別のサービスを希望される場合、特定サービス利用申込書(1)または(2)によりお申し出いただき、有料にてサービスをご提供いたします。

特定サービスの内容、料金については、別紙「特定サービス料金表」を参照願います。

(5) 利用料金の変更

上記(2)～(4)に定める費用については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1月前までにご説明します。

7 利用料金のお支払方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月の10日までにご請求いたしますので、原則入居者又は代理人の銀行口座からの自動引き落とし（毎月15日：土日祝の場合翌営業日）にてお支払いをお願いします。

8 施設を退所いただく場合等

(1) 入居者の退所

施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に、施設との契約は終了し、入居者に退所していただくことになります。

① 事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合

② 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合

③ 入居者又は代理人から退所の申し出があった場合

④ 施設から退所の申し出を行った場合

(2) 入居者からの退所の申出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入居者から施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

① 施設が提供するサービス利用料金の変更に同意できない場合

② 施設の運営規程の変更に同意できない場合

③ 入居者が長期の入院が見込まれる場合

④ 施設若しくは従業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合

⑤ 施設若しくは従業者が守秘義務に違反した場合

⑥ 施設若しくは従業者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(3) 施設からの申出により退所していただく場合

入居者及び代理人またはその関係者が以下の事項に該当する場合、施設から退所していただく場合があります。

① 契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

② サービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合

③ 故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは、他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけた場合

④ 職員又は他の入居者等に対して、窃盗、暴行、暴言、威圧的な言動等の各種ハラスメント、誹謗中傷(SNS含む)その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑤ 過度な要求（サービス範囲外の業務命令、繰り返しのクレーム等）

⑥ 長時間の拘束や時間外等の無理な対応の強要

⑦ その他、職員や他の利用者の尊厳を傷つけると認められる行為

⑧ 入居者が他の施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院等）に入所した場合

⑨ 入居者が連続して3ヶ月病院又は診療所に入院すると見込まれる若しくは入院した場合

(4) 円滑な退所のための援助

入居者が施設を退所する場合には、入居者の希望により、施設は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

① 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

② 居宅介護支援事業者の紹介

③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

9 代理人等について

(1) 施設では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

- ① 代理人は、入居者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。
- ② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、施設と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。
- ③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2) 代理人の職務は、次の通りとします。

- ① 入居者に代わって又は入居者とともに、解約・解除の意思表示及び手続き、その他入居者を代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議等を行うこと。
- ② 入居者を代理して、又は入居者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。

入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の債務を負担すること。

(4) 身元保証人の職務は、次の通りとします。

利用契約が終了した後、施設に残された入居者の所持品（残置物）を入居者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

- ① 連帯保証人が負担する債務の元本は、入居者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- ② 施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入居者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
- ③ 連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、入居者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

10 サービス利用に当たっての留意事項

(1) 留意事項

① 面 会

早朝および深夜（夜9時以降）の面会は、お休みになられている方も多いので、急用以外の面会は、ご遠慮下さい。なお、面会の方には、不審者の侵入と見分けるため、必ず面会簿への記入をしていただくようお願いいたします。

② 外出・外泊

お出かけになるときは職員への連絡をお願いいたします。

③ 欠食連絡

お出かけなどにより、施設のお食事を食べないときは、事前に必ず欠食の連絡をお願いいたします。

④ 金銭管理

原則ご本人またはご家族でお願いいたします。

⑤ 持込み品

居室に入る範囲内で、必要と思われる物を各自でご用意ください。ただし、火気を使用す

るものは持込まないようお願ひいたします。

⑥ 宗教・政治

個人的な活動は自由といたしますが、勧誘等、他の方の迷惑となる行為はご遠慮ください。

(2) 禁止行為

- ・決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- ・従業者又は他の入居者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ・施設内での金銭及び食物等のやりとり
- ・従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ・従業者及び他の入居者に対する身体的・精神的暴力
- ・小鳥・魚類以外のペットの飼育（種類及び数は施設と事前に協議のこと）
- ・その他決められた以外の物の持ち込み

(3) その他

- ・外出（短時間のものは除く）又は外泊しようとするときは、その前日までに、その都度、外出・外泊先、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届けてください。
- ・夜間の午後9時から翌朝午前5時までは玄関を施錠します。ただし、やむを得ない事由により開錠の申出があったときは隨時検討いたします。

11 緊急時の対応

サービス提供時に入居者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。また各居室には2カ所（居間・トイレ内）にコールボタンが設定されています。

12 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えると共に、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

13 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に入居者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得ると共に、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

入居者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、入居者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

入居者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

15 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又は代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

16. 個人情報の保護

(1) その他

法人において定める「個人情報保護に対する基本方針」を遵守し、利用者の個人情報保護を図りながら、やむを得ず必要なときには、厳格なルールに基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう管理を行います。

(2) 個人情報使用同意書

利用者へのサービス提供、医療等との連携に際し、個人情報の適正な利用が図れるよう、個人情報使用同意書を作成します。

17 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

窓口担当者：石浜郁夫（副施設長：苦情受付担当者）

ご利用時間：月～土曜日 午前8時30分～午後5時30分

ご利用方法：電話 029-826-8888

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

土浦市高齢福祉課 介護相談係

電話番号：029-826-1111（内戦2476）

茨城県社会福祉協議会

電話番号：029-824-1133

※苦情処理第三者委員 氏名 塚本忍（司法書士） 電話番号：029-872-5180

氏名 菱沼勇治（司法書士） 電話番号：029-823-1234

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

18 協力医療機関等

施設は、下記の医療機関に協力をいただき、入居者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

・名称：霞ヶ浦医療センター

・住所：茨城県土浦市下高津2-7-14

・名称：つくばシティア内科クリニック

・住所：茨城県つくば市吾妻2-8-8 つくばシティアビル4階

19 損害賠償について

当施設において、施設の責任により入居者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、入居者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、入居者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

20 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価は実施していません。

令和 年 月 日

ケアハウスの施設サービスの提供の開始に当たり、入居者及び代理人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し交付しました。

所在地 茨城県土浦市東若松町3379

施設名 ケアハウス ポプラ館

施設長 木村 勝義 印

担当者 (役職) (氏名) 印

私は、利用契約書及び本書面により、施設から重要事項の説明を受け、内容を理解し、サービスの開始に同意いたしました。

<入居者（契約者）>

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番地

氏名 印

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番地

氏名 印

<代理人>

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番地

氏名 印

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

<代理人>

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番地

氏名 印

電話番号 ○○○-○○○-○○○○